



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

コロナは「過去の話」ではない——感染死亡事故が問う企業責任

「コロナの裁判？ もう過去の話でしょ？」

そう思っていませんか。確かに、これまでのコロナ関連の裁判は「在宅勤務（リモートワーク）の可否」をめぐるものが中心でした。

しかし、本判決（玉蘭事件・東京地判 R7.3.27）はまったく次元が異なります。争われたのは、「職場でのコロナ感染による従業員の死亡」に対する、会社と代表者個人の巨額の損害賠償責任です。本判決は、感染症に関する企業実務に直結する教訓を示しています。

コロナ禍の営業継続と従業員死亡——会社・代表者の責任が問われた事案

●【事案の概要】

被告会社（Y1社）が経営し、代表取締役（Y2）が運営する飲食店（本件店舗）で働いていた従業員（亡A）が、新型コロナウイルスに感染して死亡した事案です。原告である亡Aの遺族らは、被告らが従業員の生命や健康に配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っていたにもかかわらず、コロナ禍において十分な感染対策を講じずに漫然と営業を継続し、亡Aに過酷な労働を

させたことが原因であると主張しました。

本件店舗は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていた期間中も、行政の要請（営業時短や酒類提供の自粛など）に従わず24時間営業と酒類の提供を継続していました。さらに、亡Aに対して適切な勤怠管理を行わず、深夜0時から昼の12時までの長時間労働を強いていたという背景があります。

●【裁判所の判断】

裁判所は、会社（Y1社）だけでなく代表取締役個人（Y2）についても安全配慮義務違反（不法行為）を認め、連帯して約6,800万円（遺族2名合計）の損害賠償を支払うよう命じました。（なお、二審では和解が成立しています）。

・**安全配慮義務違反の肯定**：使用者として、客数や滞在時間の制限、アクリル板などの仕切りの設置、東京都の要請に応じた営業時間の短縮や酒類提供の制限などを講じるべきであったにもかかわらず、これを怠ったと認定されました。また、タイムカード等による勤怠管理を行わず、長時間の過重労働を放置したことも義務違反とされました。

・**因果関係の肯定**：亡Aは店舗の建物内にある

